



富田 たく



日本共産党杉並区議団控室 電話：3312-2111(2319) FAX：3312-2610
ホームページ：http://www.tomitaku.jp
メール：info@tomitaku.jp ツイッター：@tomita_taku

杉並区の認定基準額は23区中、16位 就学援助拡充を求め質疑!!



就学援助拡充を求めグラフを活用して質疑

他区に比べて低い認定率

基準額の低さが原因!

子どもの貧困が7人に1人といわれるなか、貧困の連鎖を解消するためにも生活困窮世帯に対する教育費負担の軽減は喫緊の課題であり、就学援助の拡充は待ったなしです。

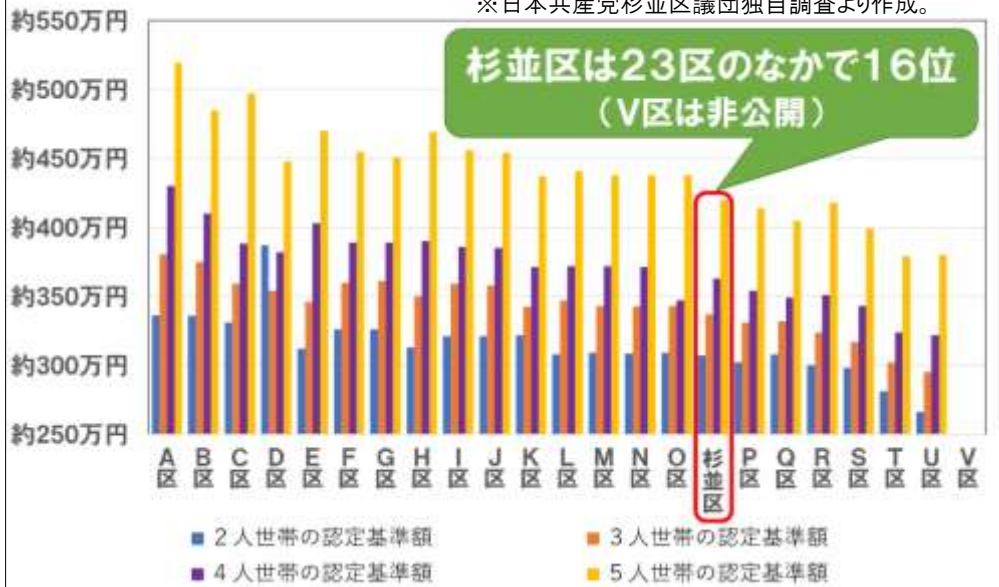
杉並区はそうした社会状況に逆行し、就学援助の認定基準を改善してきました。そのため杉並区の小中学生に対する就学援助認定者の割合(認定率)は23区中16位と極めて低い状態となっています。しかし、杉並区は認定基準の改善が、認定率が低迷している原因であることを認め

6月16日に閉会した杉並区議会・第2回定例会で、私・富田たくは①新型コロナ対策について、②就学援助について、③私道整備助成についての3つのテーマを取り上げ一般質問に立ちました。今回は、就学援助の質疑の内容について報告いたします。

きませんでした。こうした実態を明らかにするため、私・富田たくは都内自治体への独自調査を実施し、同一条件での基準額を比較しました。(グラフ参照)その結果、杉並区の認定基準

23区の就学援助の認定基準額(2019年度)

※日本共産党杉並区議団独自調査より作成。



額の水準は23区中17位であり、他区に比べ受給条件が厳しいことが明らかとなりました。同じ世帯構成で同じ年収なのに、杉並区に住んでいることが原因で公的支援である就学援

次頁へつづく

■23区の就学援助の認定基準額の比較(抜粋)

世帯人数と家族構成		認定基準の目安額		
		杉並区	A区	H区
2人	40代・11歳(小学5年)	約307万円	約336万円	約313万円
3人	40代・30代・10歳(小学4年)	約337万円	約380万円	約350万円
4人	30代・30代・11歳(小学5年)・1歳	約363万円	約430万円	約390万円
5人	30代・30代・13歳(中学1年)・11歳(小学5年)・1歳	約420万円	約519万円	約469万円

党区議団独自調査より作成。「認定基準額の目安」は給与所得控除後の金額。
 ※上記表はあくまでも目安です。認定基準額は世帯構成や年齢等により異なります。

助が受けられないという状況が発生しています。
 質疑では、調査結果のグラフを示し、認定基準額の改善を求めました。
 杉並区は認定基準額について「現時点で直ちに引き上げるとの判断には

至っておりません。」としつつ、「他区の状況につきはしては、これから把握して調査していきたい」との認識を示しました。
 区が他区の状況を確認すると明言したことは、認定基準引き上げに向けた大きな一歩です。
 今後も就学援助受給世帯の拡充を目指して取り組んでまいります。

杉並区の入学準備金の支給額も低水準

認定基準額だけでなく、就学援助で小中学校の新一年生に支給される入学準備金についても、他区より低水準となっております。
 杉並区の入学準備金は、小学一年生は4万7410円で23区中19位、中学生については5万3440円で23区中、23位です。
 中野区や世田谷区、豊島区などは小学生が6万4300円と、杉並区より1万7000円も高く、中学生では8万1000円と2万8000円近く高い金額が支給されています。
 こうした支給内容についても、改善・拡充を求めてまいります。

■杉並区の就学援助の要件(抜粋)

- (1) 現在、生活保護(生活保護法による教育扶助)を受けている。
- (2) 前年度4月1日以降に、生活保護が停止・廃止になった。
- (3) 前年(1月から12月)中の世帯員全員の総所得金額の合計が、教育委員会で定める認定基準額以下の世帯。ただし、認定基準額は、世帯構成や年齢等により各家庭で異なります。
- (4) 上記(1)～(2)に該当しないが、災害・失業などの事情で収入が著しく減少したために、学費等の負担が困難であることが明らかな場合

杉並区の就学援助はコチラ



昨年5月から以下の条件も追加されました

新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した世帯の方については、令和2年1月から直近の月までの収入状況を踏まえた審査を行うことができます。(杉並区ホームページより抜粋)

日本共産党発行

大手マスコミが伝えない
政治の真実を伝える!



【ご購入の連絡先】

◇日本共産党 杉並地区委員会

日刊 ●月 3,497円
日曜版 ●月 930円

TEL : 3314-5551

FAX : 3318-1492

なんでもご相談ください!

税金や国保、年金など、
区政・生活についてのご相談をお受けしています。
家族や友人に言えないことでも、お気軽にご連絡ください。

メール : info@tomitaku.jp